

小牧市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、小牧市長から通知があったので、同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和5年4月14日

小牧市監査委員 伊藤 二三

小牧市監査委員 稲垣 衿子

定期監査の結果に関する措置状況（都市政策部）

都市計画課

〔監査委員意見〕

- ・ 定住促進補助事業のうち既存の三世代同居・近居住宅支援補助金を見直し、更なる若年世代の定住促進を図るため、市内就業者の定住促進や中古住宅の活用という新たな視点から補助対象を拡大されている。これは昼夜間人口比率が100を上回っている本市の特性や、中古住宅の利活用による空家発生の抑制などに着目した情報を政策に上手く反映できていると評価するものである。

引き続き、他市の取組状況や実績を分析してより効果の高い補助事業となるよう取り組まれない。

〔対応〕

令和4年度より新たな視点から補助対象を拡大した補助制度を創設しましたが、その実績を分析するとともに、他市の取組状況を調査・研究し、より効果の高い補助事業となるよう取り組んでまいります。

東部まちづくり推進室

〔監査委員意見〕

- ・ 入居開始から約40年が経過している桃花台ニュータウンが位置する東部地域では平成12年以降人口が減り続け、少子高齢化も急速に進行している。このような現状で東部地域が持続的に発展し続けるまちとするため、地域住民をはじめ、事業者、行政など関係者が共通認識を持ち、まちづくりを進める方向性を示す計画である「東部振興構想」を令和4年3月に策定された。令和4年度は構想の具現化に向け、「まずはやってみようプロジェクト」と題した事業を複数実施し、まちづくりに参画する場となるプラットフォームの構築に取り組まれている。

引き続き、まちづくりに関心を持ってもらうための活動を支援するとともに、この取組が一部の関係者でとどまらぬよう地域に存在する企業等にも協力を仰ぎながら、まちづくりの運営を担う人材や団体の発掘・育成に努められたい。

〔対応〕

東部振興構想に掲げる東部地域の将来像実現に向け、引き続き、東部まちづくりプラットフォームの構築を進め、まちづくりに関心を持ってもらうための活動を支援するとともに、これらの活動の輪が広がるよう企業や地域団体などと連携・協力を図り、まちづくりの運営を担う人材や団体の発掘・育成に努めてまいります。

都市整備課

〔監査委員意見〕

- こまき巡回バスの運行については、マタニティフリーパスの配布や停留所への上屋・ベンチ設置といった待合環境の整備など充実したコミュニティバス網として利便性の向上を図られているが、その運行経費は年々増加傾向にあるため、経費の積算については常に検証を重ね、市民の理解を得ることができるようコスト削減にも引き続き努められたい。

〔対応〕

こまき巡回バス「こまくる」については、利用者の利便性向上や利用促進を図るため、様々な取り組みを行っていますが、今後も実施にあたっては、常に費用対効果を考慮していきます。

また、運行事業者が算出する運行経費については、国や県が公表している経費と比較するなど、常に検証を重ね、コスト削減に努めていきます。

みどり公園課

〔監査結果〕

(1) 契約事務について

主管課での見積徴収において、予定価格調書を予定価格封筒に入れた形跡がなく、予定価格の正しい取り扱いがされていなかったもの

〔措置状況〕

事務処理上の誤りであり、今後は適正な事務処理に努めます。

〔監査委員意見〕

- 旧図書館跡地については、地域住民や訪れた人が立ち寄り、憩い、交流できる公共空間の整備を図るため、サウンディング型市場調査を実施するなど、民間活力を導入した公園の整備・運営の検討を進められている。

これは、小牧市において初となる本格的な官民連携手法を用いた事業と
のことであり、今回の検討過程で得られたノウハウは今後の施設整備にお
いても活用が期待できることから、広く職員間で共有できるよう取り組ま
れたい。

〔対応〕

民間事業者等と連携した都市公園の整備や管理運営については、都市公園
の魅力向上を図り、公園施設の更新を持続的に進め、都市公園の利用者の利
便性の向上を図るためには、今後とも検討を進めていく必要があると考えて
おります。

このため、今回の検討過程において得られたノウハウや検討手法等につい
て整理し広く職員間で共有を図ってまいりたいと考えております。

区画整理課

〔監査結果〕

(1) 契約事務について

契約書に貼付された収入印紙の金額が誤っていたもの

〔措置状況〕

適正な金額となるよう不足額分の収入印紙を貼付しました。今後は、受
注者から提出された際に、正しく収入印紙が貼付されているかの確認を徹底
します。

〔監査委員意見〕

- ・ 区画整理事業に伴う農地の宅地化などによる水路、河川への流出量の増
大に対し、一時的に激しく降った雨水を貯蓄し、徐々に排水することによ
り治水を図ることを目的として調整池を整備されている。

そうしたなか、小牧南土地区画整理事業に伴い整備した8号調整池につ
いては、築堤構造部分の肥大により調整池の破損と隣接地への影響が発生
しているとのことから、早急に原因究明や隣接地の対応など課題への対処
に取り組まれない。

〔対応〕

8号調整池の破損原因につきましては、築堤時に使用された改良土に含ま
れているスラグが水との化学反応により膨張したことに起因することが判

明しており、早期復旧に向け、設計を進め、令和5年度の渇水期に工事着手ができるよう準備をしております。

また、周辺家屋の調査を実施し、築堤破損の影響を把握したところであり、今後補償等の対応を適切にしていきます。